

100歳おめでとうございます

対象者へは、内閣総理大臣のお祝い状と記念品の「銀杯」を贈呈し、町からは、長寿祝い金を支給しました。

～100歳を迎えられたみなさん～



▲宗盛幸三さん（出来庭）



▲津山アサキさん（平谷）



▲梶原カズエさん（城之堀）



▲平尾ノブエさん（城之堀）



▲藤川ナミ子さん（中溝）



▲笹山房枝さん（呉地）



▲南田静子さん（川角）

☎高齢者支援課
☎820-5605

手話通訳者・要約筆記者を派遣します

広島県内の病院、学校、会社などで手話での意思疎通が必要な人に手話通訳者および要約筆記者を派遣します。

▷派遣地域・広島県内

▷依頼内容・病院（診察、健康診断）、学校・保育園（卒入学式、参観、懇談）、会社（面接）、免許センター（運転免許の更新）など
※その他相談にも応じます。

¥無料

☎①～⑥の内容を各申請窓口にFAXまたはメールでお送りください。

- ※初めての人は利用要件の確認手続きが必要です。
①申込者名、住所、連絡先 ②派遣希望日時
③派遣場所 ④内容 ⑤待ち合わせ場所
⑥必要な通訳（手話または要約筆記）

☎【手話通訳の窓口】

広島県手話通訳派遣委員会
(社団法人広島県ろうあ連盟)
☎252-0303 ☎252-0309
✉hrren@do3.enjoy.ne.jp

【要約筆記の窓口】

社会福祉課 地域・障害者福祉グループ
☎820-5635 ☎855-0155
✉shafuku@town.kumano.lg.jp



山口 香 講演会(法務省委託事業 人権啓発講演会)

筑波大学教授、元女子柔道選手（ソウルオリンピック銅メダリスト、世界選手権金メダリスト）の山口 香さんをお招きし、人権啓発講演会を開催します。

講演テーマ

「変わる勇気、変えるアクション」
～すべての人が共に暮らしやすい社会を創る～

☎11月25日(土) 14:00 (13:30開場)

所町民会館ふでりんホール

¥無料 ※手話通訳、要約筆記あり

～12月4日(月)から10日(日)までは「人権週間」です～
(生活環境課)

『咲む』上映会を行います

『咲む』(えむ)は、一般財団法人全日本ろうあ連盟の創立70周年を記念して制作されました。障害者週間に合わせ、聴覚障害者の課題(社会の障壁、差別、偏見)の解消を図る啓発活動として映画上映会を開催します。

☎12月9日(土) 午前の部10:00
午後の部13:30

所町民会館 ¥無料(要予約)

☎12月8日(金)17:00まで

所教育総務課社会教育グループ

☎854-3111 ☎820-5820

✉shakai@town.kumano.lg.jp

高齢者虐待防止にご協力ください

虐待は早期に発見し、第三者が介入することで、深刻な事態になることを防ぐことができます。虐待を起こしてしまわない町、地域にしていくためには、困ったことを相談し合える関係、何でも聞いてもらえる関係づくりが大切です。

【虐待】の種類について

暴力をふるう(身体的虐待)

- 殴る、蹴る、つねる、たたくなどをする
- ベッドに縛りつけるなどの身体拘束

侮辱や脅迫、無視(心理的虐待)

- 悪口を言う、罵倒する、恥をかかせる
- 意図的に無視をする

放っておく(介護・世話の放棄、放任)

- 食事を与えない、入浴をさせないなど
- 適切な介護や支援の制限

現金を渡さない(経済的虐待)

- 年金や預貯金などを勝手に使う
- 日常生活に必要な現金を渡さない・使わせない

性的な暴力をふるう(性的虐待)

- 本人が嫌がる性的な暴力・いたずら

「気になるなあ…」と感じたらすぐにご相談ください。
虐待であるか否かの判断は必要ありません。
相談や通報をすることは法律によって定められています。
気軽に相談ください。



☎高齢者支援課 ☎820-5605

熊野町地域包括支援センター ☎820-5615

年金生活者支援給付金制度

公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには、請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

申請方法など詳細については、広島南年金事務所にお問い合わせください。

所広島南年金事務所

☎253-7710 ☎505-5122

税務住民課保険年金グループ

☎820-5604 ☎855-0155

昭和20年8月6日に降った広島の「黒い雨」に遭われた人へ

一定の要件を満たすと認められる人は、被爆者健康手帳を受け取ることができます。

「黒い雨」に遭ったと思われる人は、被爆者健康手帳の交付申請をしてください。申請書や診断書の様式は、社会福祉課にてお渡しします

☎次のいずれにも当てはまる人

- ①広島「黒い雨」に遭った
- ②障害を伴う一定の疾患にかかっている

所社会福祉課 ☎820-5635

広島県健康福祉局被爆者支援課 ☎513-3116

【国民年金保険料の控除証明書】の発行

国民年金保険料(その年の1月1日から12月31日までに納付したものは、所得税、住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、納付額の証明書類が必要です。対象者には、10月下旬より日本年金機構から社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が順次送付されます。(10月以降に、その年初めて国民年金の保険料を納付された人は翌年2月上旬に送付されます)詳細は、広島南年金事務所にお問い合わせください。

所広島南年金事務所 ☎253-7710 ☎505-5122

税務住民課保険年金グループ

☎820-5604 ☎855-0155

11月30日は「年金の日」

厚生労働省では、国民一人ひとりが、『ねんきんネット』を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日として、毎年11月30日を『年金の日』としています。『ねんきんネット』は、パソコンやスマートフォンから、いつでもご自身の年金記録や年金見込額を簡単に確認できます。



◀日本年金機構のホームページはこちら

所広島南年金事務所 ☎253-7710 ☎505-5122

税務住民課保険年金グループ

☎820-5604 ☎855-0155

シルバーリハビリ体操教室情報 いつまでも自分らしく生活するためのリハビリ体操教室です

所地域福祉会館 毎週木曜13:30~14:30 ※11/23休
所東防交センター1・2・3 毎週木曜10:00~11:00 ※11/23休
所西防交センターA 毎週金曜13:30~14:30 ※12/8休
所西防交センターB 毎週火曜13:30~14:30
所東部ふれあい教室 毎週金曜10:00~11:00
所西ふれあい館C 毎週月曜13:30~14:30